

第六章 永禄一二年伴天連追放の論旨をめぐって

はじめに

永禄一二年は、織田信長が足利義昭を奉じて上洛した翌年にあたり、信長は三好三人衆らの攻撃を受けつつも、京都二条に義昭の居城を造営するなどして室町幕府の畿内安定化に努めた一年であった。それとともに、室町幕府殿中掟によって將軍義昭の行動を規制し、義昭と対置する信長の存在を示した時期でもあった。そのため、この時期（永禄・元龜年間）を対象とした織田政権の研究は、足利義昭との関係を中心に論じられてきたといつてよい^⑤。

一方、この永禄一二年という年は、キリシタン史研究にとっても重要な年であった。それまで都を追放されていたルイス・フロイス等イエズス会宣教師が、都への復帰を実現させた年であり、京都を中心とした布教活動を再開した年でもあった。しかし、京都での布教が順調に進んだわけではなく、円滑に行えるようになるまでには、仏僧日乗をはじめとする反キリシタン一派による執拗な宣教師追放工作、ついには伴天連追放の論旨が出されるなどの様々な妨害があったのである。

この永禄一二年に起きた一連の出来事はあまりにも有名で、キリシタン通史には必ずといってよいほど記載されている^⑥。しかしながら、たいいていは畿内キリシタン史的一幕として取り上げられるに過ぎず、本件を政治史の枠組みで検討した研究はそれほど多くはない^⑦。しかもその多くがやはり事件の経過と、それに対する信長等の対応に関する見解を簡単に述べるに留まっている。

その中で今谷明氏と村井早苗氏の研究^⑧が注目に値する。今谷氏は信長と天皇との関係を追及するなかでこの問題を論じ、村井氏はキリシタン禁制という観点からこの出来事を検討しており、両氏ともにこの時期の信長・義昭・天皇三者の対応とその権限について言及している。永禄期の織田研究といえば、信長と義昭の関係を論じた研究が中心である中で、キリシタンが絡む事件から三者の動向まで描き出した点において十分評価に値する。しかしながら、同じ事件を取り上げながらも両者の結論は一致しているとは言いがたい。その原因は、信長の宣教師滞在許可の朱印状と義昭の「制札」、伴天連追放の論旨に関する論証と、最終的に宣教師が畿内で布教を再開できたという結果のみに力点が集中してしまったことにあると思われる。当該問題に大きく関わるフロイスと日乗の宗論や伴天連追放の論旨前後の日乗の動向等、一連の事件の動向に関する目配りが不十分であったことが見解の相違として浮かび上がったといえよう。その論証部分に対するイエズス会史料の十分な史料研究が行われていない点に問題があると考ええる。

そこで筆者は、イエズス会史料の厳密な史料批判を行い、前章まででその史料研究の重要性を指摘してきた。本章に大きく関連する論点は、第一部第二章・第三章において、フロイスと日乗の宗論に関する考察と、永禄一二年に出されたイエズス会宣教師宛織田信長朱印状の性格について分析を行った。本章では、かかる分析結果を踏まえて、永禄一二年の畿内で起きたイエズス会宣教師の京都居住をめぐる一連の出来事を検証し、当該期の天皇・將軍義昭・信長三者の権力について論じていくことにしたい。

一 信長・義昭の上洛とフロイスの信長謁見

本題に入る前に、宣教師が畿内布教においてどのような経過をたどってきたかを説明しておきたい。

最初に京都に入り、布教活動を行った人物としてフランシスコ・ザビエルを挙げることができるが、本格的な畿内布教は永禄二年ガスパル・ヴィレラによって始められたとするのが適当であろう。ヴィレラは、当初延暦寺の布教許可を得てから京都布教を行う考えであったが、それが果たせないまま入京することとなった。その後、將軍足利義輝から禁制を得ることができ、將軍の後ろ盾のもとに畿内布教が本格的に始まった。しかし、まもなくして畿内布教における最大のキリシタン理解者であった義輝と三好長慶という後ろ盾を相次いで失った^⑤。さらには將軍義輝暗殺直後に出された伴天連追放の女房奉書により^⑥京都追放を余儀なくされ、ヴィレラは飯盛に^⑦、フロイスは堺に逃れることになった。信長が足利義昭を奉じて上洛してきた永禄一年は、フロイス等宣教師が京都復帰に向けて奔走していた時期にあたる。

信長が上洛すると、フロイスはそれまで京都復帰に向けて交渉していた篠原長房を介したルートを取りやめ、信長に京都復帰を嘆願することにした。それは畿内のキリシタン武将であった高山ダリオ・右近父子の仲介で、堺の接收奉行としてやってきていた和田惟政と知り合うことになったためである。和田惟政は足利義昭の上洛に深く関わった人物で^⑧、信長からの信任も厚かった。惟政はキリシタンにこそならなかったものの、宣教師を京都に復帰させただけでなく、畿内で障害なく布教を行えるように援助し、信長・義昭謁見に向けて尽力している。その頃、信長は義昭のために二条城の普請に取り掛かっており、自ら陣頭指揮をとっていた。惟政は、この二条城普請場でフロイスを信長に謁見させようとし、二度目のフロイス訪問でそれが実現したのである^⑨。

フロイスは信長に謁見するにあたって、次の二件を達成しようとしていたことが書翰から窺える^⑩。一つは畿内の実力者となった信長から京都滞在許可の朱印状を得ること^⑪。もう一つは信長の面前で他宗教との宗論を行い、それに勝利することである。前者は、永禄八年に伴天連追放の女房奉書が出されており、それに対抗する手段として信長の朱印状が必要であった。後者については、仏教の本山が集中する畿内で、キリスト教の教義が仏教の教義よりも優れているということを権力者の面前で明らかにすることで、キリスト教布教を優位に展開しようというねらいがあった。

フロイスとロレンソはこの二件を達成するべく、二条城の普請場で信長に謁見した。謁見では、信長からのささいな質問^⑫の後、日本での布教が失敗したらインドに帰るのか、何故京都で改宗者が少ないのかといった布教に関する質問が出された。それに対して、フロイスはたとえキリシタンになった者が一人だけでも日本に留まると答え、キリスト教が京都で流行らない点についてはロレンソが仏教徒の妨害によると答えている。この時すでに松永久秀らが宣教師の追放を信長に進言していたことから、信長はこのロレンソの回答を十分理解できたと思われる。特に仏教徒の傲慢さについては信長も同意見だったようで、ロレンソの回答を受けて仏僧の怠惰ぶりを強く批判している^⑬。フロイスは信長のこうした

態度を知ると、すかさず信長の面前での仏僧との宗論を希望した。信長は「今後実現するかも知れない (poderia ser que pola ventura ao diante viesse a efeito)」¹³⁰と、その時は宗論が行われる可能性を示したに過ぎなかったが、この後実際日乗という仏僧と宗論を行うことになる。そして、京都滞在許可の朱印状についても、この謁見でフロイスが信長に希望し、和暦の四月八日に獲得し、義昭からも四月一五日に禁制を得ている¹³¹。

こうして、フロイスの目的はほぼ達成でき、信長・義昭という新たな権力者の後ろ盾のもとに畿内布教が行える体制が整ったのである。

二 仏教徒とキリシタンの対立と永禄一二年宗論

信長から朱印状、義昭から「制札」を得た宣教師は、京都での布教活動を本格的に再開させた。しかし、まもなく仏僧日乗の妨害に苦しめられることになる。こうした仏教徒による妨害は畿内に限らず各地に見られたが、本山寺院の集中する畿内ではそれが顕著だったと思われる。

従来、仏教徒とキリシタンの対立は、キリスト教の教義が仏教のそれと相容れないという教義上の問題がとりに取りあげられてきたが、それだけでは両者の対立すべてを語ることはできない。筆者は教義上の問題のほかに、宣教師の布教活動それ自体の中に、両者の対立の原因が隠されているとみている。

周知のように、イエズス会宣教師は布教地を選定すると、まず布教地の権力者に謁見し、布教許可を求める行動をとる。布教許可が得られると、その権力者の庇護のもと領国内で布教を展開していく。来日前よりすでに具体的な布教計画がフランシスコ・ザビエルによって立てられており、来日後第一に行うべき行動として、「国王」への謁見を挙げ¹³²、その際の贈品の調達なども来日前から準備されている¹³³。さらにザビエルが到達した鹿児島地において最初にとった行動も、その支配者である領主島津貴久への謁見¹³⁴であった。ザビエルの行動一つを挙げても、日本での布教方針が権力層からの布教活動であったことが読みとれるのである。

このことは、何もザビエル個人に限ったことではなく、次の一五六九年七月一二日付、都発、豊後のベルシヨール・デ・フィゲイレド宛ルイス・フロイス書翰からも明らかである。

【史料1】

そこで、これらの地「畿内地方」に関する経験から尊師に知っていただきたいことは、貴人と民衆のもとで成果を収めるには、まず領地を治める国王や諸侯の心をつかみ、私達に抱く愛情や評判、信用が皆に明確に知られるようにすることが必要不可欠である(という事です)。〈人間的に言えば〉これがなければ、いかなる方法でも成果は得られません。

polo que saiba V.R. de certeza pola experiencia que tenho destas partes, que pera se fzer f ruito na gente noble & plebeia, he ponto tão essencial & sumamente necessario ter primeir o ganhadas as vontades dos Reis & Príncipes que governão a terra, de maneira que com cl

【史料1】は、イエズス会の布教方針を考える上で重要なことが記されている。ここでは戦国大名などの支配者層の関心を掴むことで、その国の民衆を改宗することが可能であると、これ以外には成果を挙げられないとまで断言している。「経験から」とあるように、このフロイスの考えが経験によって裏付けられたものであったことが読みとれる。つまり、権力者層を重視するイエズス会の布教方針は、来日当初から明確な計画がもたれ、実際布教をする上でも確信している事柄であったのである⁽²⁰⁾。

また宣教師は、街頭での説法や仏僧との宗論を通じて、キリスト教教義の優位性を示すだけでなく、仏教の偶像崇拜や仏僧の怠惰ぶり、さらには神社仏閣や仏像の破壊をクリシタンに勧めた⁽²¹⁾。こうした布教活動によって効率的にキリスト教界の拡大を図ったわけだが、宣教師はとりわけ支配者層・有識者の庇護や改宗を重視している。それはこうした階層での改宗が民衆の改宗をも促すことを期待してのことであったからである。

このような宣教師の排他的な布教活動は、仏僧らにとっては看過できない事柄であった。仏教教義の批判に対する宣教師への敵愾心というのも当然であったと思われるが、それ以上に彼らが危機感を抱いたのは、仏教徒がクリシタン化していくことによって生じる実利的な面での損失であったと考えられる。

中世社会の寺院勢力は非常に大きな権力を有しており、それは宗教世界のみならず世俗世界にも及んでいた⁽²²⁾。戦国期に入ってから、かつての権力を誇示できるほどの力は失われたものの、それでも寺院勢力の与える影響は大きかった⁽²³⁾。そうした時、こうした地盤を根底から覆しかねないキリスト教の伝来は、仏教界に大きな危機感を与えたであろう。仏教徒がクリシタンになることで、仏教徒が減少して勢力縮小を余儀なくされることは言うまでもなく、さらには寺院収入の減少も避けられない。寺院は仏教徒からの寄進などによって収入を得ていたが、仏教徒がクリシタンに改宗することによって、そうした収入は失われる。その上これまで結び付きの強かった支配者層がクリシタンあるいは宣教師の擁護者になれば、その領内での地位が失われるのみならず、寺院・仏像の破壊が行われて壊滅的な打撃を被る可能性もあり、事実それが行われたのである。仏僧にとつて現状維持のためには、クリシタンとの対立・排撃が必須の課題であり、そのためあらゆる手を尽くしたと考えられる。そして、その実行にはやはり従来から結び付きの強い政治権力を介してであった。

このように、仏教とキリスト教の対立は、教義上の問題だけでなく、イエズス会は教界拡大のため、仏僧らは仏教界の現状維持のために必然的に生じたものであった。そして、両者の性格がともに政治権力との結び付きを重視することから、宗教間の対立が権力者をも巻き込む問題として発展することもありえた。その顕著な事例がここで取り上げる永禄一二年に起きた一連の事件である。

仏僧とクリシタンの対立は、永禄一二年フロイス・ロレンソと日乗の宗論という形で行われた。この宗論に関する考察は第一部第二章で行ったので、そこで明らかにしたことをまとめることにしたい。

永禄一二年宗論は四月二〇日に妙覚寺にて行われた。フロイスが信長のもとを訪問した

際、たまたま同席していた日乗に信長が教義上の事柄を質問させたことから始まった²³⁰。まず信仰対象のデウスに関する問答が行われ、その後靈魂の問答に話が移行した。フロイスが靈魂は見えないと発言したことに對して、日乗が激昂して「長刀 (Naginata)」を手にとったところを信長に取り押さえられ、宗論が終了した。

以上は宣教師側の史料をまとめたものである²³¹。宣教師側の史料は、フロイス書翰²³²と「日本史」²³³が現存するが、後者の方がより詳細に書かれている。しかし、松田毅一氏の指摘通り²³⁴、「日本史」の記事は事実を相当脚色している点が否めず、史料価値という点で書翰より質が落ちると言わねばならない。また、氏はフロイスが宗論を行えるほどの語学力がなかったとするが²³⁵、これには賛同できない。イエズス会はこれまでも数多くの宗論を仏僧等と行ってきたり、かつイエズス会は仏教教義の内容だけでなく、宗論での論破の方法までも研究していたことが、岸野久氏によって明らかにされている²³⁶。氏の研究成果を踏まれば、フロイスは史料に書かれた文言通りには話せないにしても、その論旨は伝えることができたものと考ええる²³⁷。よって、フロイスの記事は事実関係だけをみれば、信用に値するものといえる。

さて、この宗論であるが、始まりもそうであったように、結末も特に裁定が出されるわけでもなく、判然としない形で終わってしまった。しかし、靈魂の存在を証明するためとはいえ、日乗が激昂して長刀を手にし、それを取り押さえられた点や、多くの聴衆がその行動を無礼であると認識している点などから、事実上宣教師側の勝利で決着が付いたものと考えてよいだろう²³⁸。

注目すべきはその後の信長の対応である。後に安土城下で行われた安土宗論では、判者の秀長老と勝者の浄土宗の僧靈誉長老、貞安長老にそれぞれ褒美を与え、敗者の法華宗には起請文を書かせている²³⁹。また、宗論を引き起こした張本人である大脇伝介と建部紹智は首を斬られている。このように安土宗論では信長が宗論後に裁定を行っている。しかし、今回の宗論では全くそれがなかった。もちろん、今回の場合厳密な宗論ではなく、たまたま行われたものであったということがまず理由として考えられるが、宗論に敗れただけではなく、信長の面前で長刀を振りかざした日乗の行為に對して、全くお咎めなしという点は無視できない。また、日乗は宗論後次々と信長の意志に反する行動を取っていくが、これは信長にとって許すべからざるものであった。宗論のみでは笑って許せたかもしれないが、宗論後の日乗の行動をも含めて考えると、宗論で日乗が処罰されなかったという事実は、留意すべき点であると思われる。

三 伴天連追放の論旨

宗論の勝利によってキリスト教改宗の増加を期待していた宣教師も、日乗の執拗なまでの宣教師排斥工作に苦しめられることになる。さらにこの日乗の行動は、キシタン擁護者和田惟政までも巻き込んだ対立に発展していく。

もともと日乗はこの宗論以前にも信長に宣教師の追放を進言していたが、信長は既に朱印状を宣教師に与えていることを理由に聞き入れなかった。それでも再度信長に進言したため、信長から叱責まで受けている。さらに將軍義昭にも宣教師追放を求めたが、義昭も信

長同様に返答した。しかし、宗論後日乗の宣教師に対する憎悪はエスカレートし、再び信長・義昭に宣教師の追放を進言するが、結局両者からの宣教師追放の許可は得られなかった。そこで天皇から伴天連追放の論旨を得られるよう画策し、論旨を獲得するに至る^{②③}。

日乗がこうした進言を行い得たのは、この時期の彼の地位が大きく関係している。日乗に関する研究は荻野三七彦氏が指摘するように^④、三浦周行氏の研究^⑤以降ほとんど進展はみられないが、永禄年間の日乗の動向は氏の研究からおおよそ読みとることができるといえる。

永禄一年の上洛当初から、信長は公家との繋がり深い日乗を重用し、畿内の政治機構の整備に当たらせた。その日乗の職掌は、一五六九年六月一日付フロイス書翰で詳細に記されている^⑥。①將軍の相談役、②禁裏奉行、③東大寺大仏殿再建奉行、④通貨の検査および流通の決定・制限、⑤和睦交渉の使者、と五件を挙げている。このうち、③以外は邦文史料からも裏付けがとれる。まず①については、永禄一三年に出された条書の宛所に日乗の名が登場することから明らかである。同文書は義昭を規制する内容が盛り込まれた文書であることから、信長が日乗を義昭対策の担当者として指名したことを意味しており、日乗は將軍の相談役になるとともに、信長からも重用されていたことを意味する。②は、禁裏修理奉行として任に当たっており、信長家臣村井貞勝は補佐に回っている^⑦。④については、永禄一二年三月一日に撰銭令が発せられるが、四天王寺文書の「定精銭条々」には日乗の花押があることから^⑧、フロイスの言う④はこのことを指していると考えてよいだろう。⑤も、毛利への使僧になっっている。③だけが邦文史料から裏付けられないが、大仏殿の再建に携わったとしても不思議ではない。このように、日乗は信長の部将とともに京都の政治にあたり、かつ朝廷とも関わりが深かったため、信長・義昭に対して宣教師追放を進言できたばかりか、伴天連追放の論旨を得ることも可能だったのである。

一方、天皇が伴天連追放の論旨を出したこと自体はある意味当然であった。永禄八年の足利義輝殺害後には、伴天連追放の女房奉書を発しており^⑨、天皇は一貫して宣教師追放の立場に立っていた^⑩。ただ今回は永禄八年とは状況が異なっていた。永禄八年では宣教師の保護者である足利義輝が殺害され^⑪、伴天連追放の女房奉書はキリシタン擁護者が空白な段階で出されたものであった。そのため、畿内に出されている法令は、効力があるものとしては事実上伴天連追放の女房奉書だけであり、その結果宣教師は京都追放を余儀なくされたのである。しかし、永禄一二年の場合、先に信長・義昭が滞在許可の禁制が出されている状況下で、それに反する伴天連追放の論旨が出された。つまり、今回は宣教師に対する方針が、朝廷と幕府で矛盾したことを意味している。

この論旨を得て、日乗は再び信長と義昭に伴天連追放を進言した。これに対して、義昭は宣教師を追放するかどうかは幕府の範疇であって、朝廷が口を出す問題ではないと幕府の権能を示して一蹴した^⑫。しかし、信長は義昭とは異なり、天皇に一任する旨を伝えていた^⑬。この信長の発言は、先に宣教師に与えていた京都滞在許可の朱印状と相反する発言であったことから、フロイス等宣教師はこの対応に動揺するのである。

論旨獲得によって日乗の宣教師追放の動きが一層高まっていったが、フロイスはこれに対抗するため、これまでキリシタンを擁護してきた和田惟政を頼った。惟政は論旨が出された後も宣教師のため尽力し、論旨によって信長・義昭からの保護が失われたと誤解されないように、フロイスを義昭のもとに連れて行き、依然として保護を受けていることを公けにアピールした^⑭。また、宣教師追放の張本人である日乗に書状を送り、宣教師は信長と

義昭の許可状を所持しているため京都滞在は正当なものであると主張し、今後宣教師の問題は惟政に訴えるよう伝えた。これに対して、日乗は伴天連追放の論旨が出され、信長も天皇に一任したことを主張し、畿内は宣教師追放で統一されており、認めていないのは惟政だけであると返答した^⑤。こうして仏僧日乗と宣教師フロイスという宗教間の対立が、日乗とキリシタン擁護者と田惟政という対立に発展していくのである。しかし、両者の主張が、伴天連追放の論旨と滞在許可の禁制という相反する法令を根拠としたことから、解決の糸口が見つからぬまま膠着するのである。

フロイスはこれらの状況を打破するため、岐阜にいる信長のもとを訪問する。信長はフロイスの訪問を歓迎し、再びフロイス等宣教師を庇護することを約束し^⑥、天皇と義昭に宣教師の庇護を求める書状を認めた^⑦。これに対する朝廷側の反応は宣教師の史料には記されておらず不明であるが、その後宣教師が畿内で追放されずに布教を展開することができたことを考えると、論旨の執行は行われなかったようである。

フロイスの岐阜訪問で宣教師の京都滞在が再度許可されたことにより、今回の一件が落着いたかに見えたが、日乗と和田惟政との対立の方は依然として続いていた。日乗は宣教師の追放が実現できないことを悟ると、矛先を宣教師から惟政に向けたようである。イエズス会の書翰によれば^⑧、日乗の陰謀によって惟政は信長から一時遠ざけられ、さらに城の破却が命じられたとある。もともと仏僧日乗と宣教師の対立であったものが、このように宗教上の対立から離れた結果に至ったのである。惟政が許されたのは姉川合戦の直前であったと記されているが^⑨、その後惟政は摂津を中心に転戦し、元龜二年摂津白井河原合戦で池田知正・荒木村重・中川清秀等に攻められ戦死した。

一方、日乗はどうなったかといえ、しばらくは重用されたようである。しかし、義昭が追放され事実上室町幕府が終焉すると、畿内は村井貞勝が「天下所司代」として京都の政治を任される^⑩。以後畿内支配は織田家臣団によって行われる。日乗の活躍の場は毛利との折衝が中心となり、次第に史料上登場しなくなっていくのである。なお、日乗は信長から追放されたように解されているが、それは誤りで、死去するまで信長のもとにいた可能性が高い^⑪。しかし、永禄年間に重用されていた日乗の面影は、天正年間以降ほとんど見られなくなる。

以上、宗論後日乗が論旨を獲得することで、宗教上の対立からキリシタンを擁護する和田惟政も加わった対立に発展し、その抛り所とする天皇・將軍・信長もこの対立の渦に巻き込まれていく経過を明らかにしてきた。最終的には惟政と日乗の対立という、本来の対立とはかけ離れた形になり、一時はそれが原因の一つとなって惟政は信長から勘当されることにもなった。このように、仏教側もキリスト教側も権力者とのつながりが深いことから、もとは宗教間の対立であったものが、権力者層をも巻き込んでいく対立に至ることもあったわけである。従って、キリシタンと仏僧との問題は宗教史の範疇だけでなく、政治史の立場からも検討しなければならないと考える。

四 永禄一二年段階の中央権力

これまで、宣教師と仏僧という宗教上の対立から、権力者をも巻き込んだ対立に発展し

た過程を明らかにしてきた。ここでは、巻き込まれた権力者の対応に注目し、当該期権力の実態を読み取っていくことにしたい。

今回の永禄一二年キリシタン京都滞在を巡る一連の出来事を見ていくと、信長・義昭・正親町天皇の三者が結果として関与し、それぞれの立場で対応を示していたことが読みとれる。まず信長の対応から織田権力について考えてみたい。信長は宣教師に京都滞在を認める朱印状を与えて彼らに好意を示したが、伴天連追放の論旨を受けて天皇に一任、すなわち論旨に従う姿勢を見せた。しかし、フロイスが信長のいる岐阜まで訪れると、再度宣教師を保護することを約束し、宣教師は京都で宣教活動が行えるようになった。

これを見ると、二転三転していることが明白であり、三者の中で最も一貫性に欠けた対応であった。にもかかわらず、従来の研究は最終的に信長が宣教師保護を約束し、実際に畿内布教が再開できたことを重視して、信長権力の強さを強調した結論となっている。もちろん信長が天皇に一任したという点についても各氏見解を述べてはいる。だが、信長が多忙であったため深く考えなかったという今谷明氏の見解から、論旨に対して一定の敬意を払ったとする村井早苗氏の見解、一時的に譲歩したという立花京子氏の見解²³⁾と、その理解の差はあまりに大きい。しかも、その根拠が必ずしも明確ではなく、天皇に一任という信長の対応はもう少し検討が必要である。

今谷氏の指摘の通り、この時期信長が多忙であったことは間違いない。義昭を將軍に就かせたものの、年明け早々三好三人衆が本圀寺を包囲しており、京都での地盤はまだまだ不安定な状態であった。その地盤固めにやつきになっていた最中、このキリシタンの問題が発生したのである。まさに多忙の中起こった出来事といえよう。とはいえ、今回の事件は中央権力に大きく関わる論旨と朱印状の命令の相違という事態に至ったのである。これは信長にとって無視できない問題である。そこで、たとえ多忙であったとしても、それを理由に深く考えずに自身の方針を引つ込めて、天皇に一任するといった態度を信長がとるわけがない。逆に今回の対応がいかに慎重なものだったかを読み取る必要があるだろう。

そもそも今回のキリシタン問題が複雑化した原因は、京都滞在許可の朱印状と伴天連追放の論旨という相反する法令が出されたことにあり、信長が論旨を出した天皇に一任するという行動をとったためであった。そして鈴木良一氏も指摘しているように²⁴⁾、こうした事態を招いた張本人の日乗に対して、信長が厳然たる処罰を行わなかった点にある。この点を看過しては、この時期における織田権力の実態解明はできない。

では、なぜ信長は日乗を処罰しなかったのだろうか。宗論での失態のみならば笑って許せたであろう信長も、その後の日乗の行動は許し難いものがあったに違いない。にもかかわらず、信長は叱責こそしたものの、処罰は行わなかった。鈴木氏は「家臣ならぬ朝廷の代表者を、さすがの信長もむげには処置できなかったのだろう」としている²⁵⁾。日乗を朝廷の代表者と信長が考えていたとは思えないが、朝廷との関係維持には必要不可欠な人物と考えていたことは確かであろう。この点について、フロイスも日乗が禁裏奉行だったことをその理由に挙げており、正鵠を得ている²⁶⁾。

この時期禁裏奉行をはじめとして、信長の家臣団だけで畿内経営を行えなかった点がまず挙げられる。そのため、日乗という京都や朝廷に精通した人物を重用するしかなく、信長の家臣はその補佐としての役割しか果たし得なかった。これは「天下所司代」として信長家臣村井貞勝が京都経営を担った天正年間段階とは大きく異なることである。つまり、

この段階の織田権力は、実質権力は有するものの、対朝廷関係や京都支配といった中央政権としては独自の立場を確立していない段階にあったといえる。

これを踏まえて天皇に一任した信長の対応について考えてみると、いまだ信長の支配が確立していないため、宣教師追放の論旨に譲歩したのだとする村井・立花両氏の見解に賛同できる。しかし、それは「一定の敬意」や「一時的譲歩」という程度のものであったのだろうか。信長の天皇に一任という対応は、すなわち朱印状との矛盾を露呈することを意味することになる。何も矛盾を露呈してまで敬意を示す必要はないであろう⁵⁵⁾。つまり、信長のこの対応は、自己の方針に矛盾が生じることを承知の上で天皇に一任したと解釈せざるをえない。この点について天正年間では信長が論旨よりも朱印状が優先されることを強調したという奥野高広氏の見解⁵⁶⁾と関連させれば、この信長の対応は、永禄年間段階では論旨を無視して朱印状を優先できない状況にあったということになる。つまり、織田政権が中央政権として確立していない段階で、政権維持のために天皇と衝突してまで自分の朱印状を押し通そうとするのを避けたものと考えられる。

それでは、なぜ信長はフロイスが岐阜に訪問した時、再び宣教師保護を約束したのか。この問いについては天皇との関連で考えることにする。

続いて、義昭の対応について検討していきたい。義昭は伴天連追放の論旨に対して、宣教師を追放するか否かは、幕府で取り決める事柄であることを主張した。その結論として、幕府が宣教師に対して京都滞在の許可状を与えていることにより、論旨には従わずにあくまで幕府の与えた制札を貫こうとした。義昭がこのような態度をとったのは、こうすることで和田惟政に恩を与えるつもりであったとフロイスは記している。その真意は不明であるが⁵⁷⁾、フロイスの見解も一理あるものの、真のねらいは室町幕府復活のアピールであったと思われる。村井氏も「將軍権力を明確化した」と指摘するが、氏の見解は首肯できよう。將軍就任後も、三好三人衆をはじめとする抵抗勢力が存在しており、幕府としては不安定な状態が続いていた。そうした中で、義昭が「幕府の範疇」と主張したことは、論旨を跳ね返すだけの権力を幕府側が持ち得たと対外的に示すことができたと思われる。

しかし、このような行動を見て、義昭が不安定な畿内情勢を正確に把握していたかは疑わしい。むしろその逆で、將軍に就任したことにより、室町幕府権力が復活したと勘違いし、高慢になっている様子が窺える。これは信長にとつて無視できない問題であった。室町幕府の管領・副將軍推任を固辞し、その機構から外れた位置で義昭と連携してきた信長にとつて、義昭政権の単独化は由々しきことであった。仮に幕府権力がみごとに復活すれば、信長の中央での政権基盤の喪失を意味し、場合によっては中央から失脚することにもなりかねない。逆に義昭のこの慢心から出た行動によつて幕府が衰退すれば、敵対勢力が別の將軍を担ぎ上げて政権を奪うことにもなる。義昭は今回に限らず、こうした独断的行動が多々見られる。そこで、信長は論旨に一任という立場をとつたものと考えられる⁵⁸⁾。すなわち、朝廷を蔑ろにし、信長を意に介さない義昭の独断的な行動を制止するには、義昭と同調するのではなく、天皇の論旨の効力を一定程度正常にもどし、信長の意図する政権支配を企図しようとしたのではないだろうか。

事実、こうした義昭の姿勢に対して、信長は永禄一三年の条書において痛烈に批判する。条書第四条の「天下之儀、何様ニも信長ニ被任置之上者」と、第五条の「天下御静謐之条、禁中之儀、毎事不可有御油断之事」がそれである。従来キリシタンの問題からこの条書を

分析した研究はなかったと思われるが、条書の内容に、今回のキリシタン問題が多分に反映されている。第四条で、「天下之儀」は信長に任せていたのに、信長への連絡なしに綸旨を拒否した義昭の行動を批判した。第五条では、義昭の綸旨を無視した行為が、朝廷を蔑ろにしているとして叱責している。このことから、義昭の今回の行動は、信長との連携を無視し、朝廷と対立する姿勢をみせた独断的な行動として信長に理解された。その結果、信長は義昭とは異なる対応をしたと考えられるのである。

最後に正親町天皇の対応について考えたい。正親町天皇は、永禄八年には伴天連追放の女房奉書を、今回の永禄一二年では綸旨を発し、三者の中で最も一貫した主張をしている。しかも、今回の場合京都居住を認めた信長の朱印状をも覆したこともあって、天皇權威の絶対性を示せたかに見える。事実、こうした見解をもつ研究者も多い。今谷氏は人々の間に、依然として綸旨の効力が大きな權威を持つていと述べており、村井氏も信長の支配が確立していないこの時期に、天皇は独自に宣教師追放を主張できるような権限を保持しており、また主張することによって、自らの立場を強化しえたとしている。

正親町天皇の一貫した宣教師追放という主張と、畿内の実質的な権力者である信長が天皇に一任したことの意味は大きい。その意味で、天皇の權威というものを認めることはできる。しかし、これを村井氏の言うように「権限」と理解してよいだろうか。結果的に天皇の主張が通ったが、信長は綸旨を無視するという選択肢も持っていた。天皇に権限があるならば、全ての場合において有無を言わず綸旨に従わざるを得ない「力」があるはずである。そうでなければ、綸旨が執行されなかった場合、天皇の權威は逆に失墜してしまうからである。

しかし、実際はというと、信長は天皇に一任としながらも、フロイスが信長のいる岐阜を訪ねたことで、再度宣教師の保護を約束する。結果、フロイス等イエズス会宣教師は無事京都に留まり、キリスト教の宣教活動に専念することができた。その後、正親町天皇がどういった態度をとったかは不明であるが、宣教師が追放されなかったことから考えれば、綸旨は執行されなかったとみることができる。

このように綸旨が執行されなかった事例は、今回の永禄一二年に限ったことではない。永禄八年の伴天連追放の女房奉書が出された時にも、宣教師は京都退去を余儀なくされたものの、ガスパル・ヴィレラは飯盛に、フロイスは堺に踏みとどまることができた。その京都退去も將軍足利義輝や三好長慶などの擁護者がいなかったからに他ならない。

また、綸旨が執行されなかった例は、キリシタン関係以外でも挙げることができる^②。この点について堀新氏が興味深い見解を示している^③。氏は真言宗と天台宗の間で起きた絹衣相論について分析し、その中で綸旨の効力について指摘している。天台・真言両宗ともに朝廷の裁許を求めながらも、自身に不利な綸旨や裁定には従わないことから、当該期の綸旨には強制力が伴っていなかったことを明らかにしている。

氏の指摘は、今回のキリシタン問題にも当てはまるといえないだろうか。もちろん、綸旨を求める者も多くいることを考えれば、綸旨の効力ならびに天皇の權威はある程度認めてよいだろう。しかし、時の正親町天皇には、それを執行するだけの権力がそなわっていないのであり、それを無視して天皇に独自の権限や権力があると考えすることはできない。

このことを踏まえると、今回宣教師が京都に滞在して布教活動を再開できたのは、フロ

イス岐阜訪問後信長の宣教師保護に天皇が従ったと解釈するよりも、あくまで天皇は宣教師追放の立場を貫いたが、それを執行できるほどの権力を有していなかったためと捉える方が正しいといえる。そう考えれば、なぜ信長はフロイスが岐阜に訪問した時、再び宣教師保護を約束したのかという疑問も晴れる。宣教師追放の論旨が出されていたのにもかかわらず、信長が天皇側には一任、宣教師には保護といった矛盾した対応をとることができたのは、天皇には論旨を実行することができないことを見越してのことではなからうか。矛盾した対応ではあるが、天皇には一任という態度をとって敬意を示し、しかし実際は宣教師に京都滞在を認めるという対応をとったのである。天皇も宣教師追放を実行できなかったものの、信長が自分に一任して敬意を示したことにより、取り立てて事を荒立てることとはしなかった^②。もしあえて問題にしていれば、信長との関係を気まぐしくし、朝廷を擁護する者がなくなることにもなったであろう。だからこそ、正親町天皇は論旨で自身の主張を明確にはしたが^③、それを強行する行動にはでなかったのである。天皇も信長も無理に主張を貫くことをせず、お互い穏便にことを済ませようとし、極力衝突を避けようとしたのである。

おわりに

本章では、フロイスと日乗との宗論と伴天連追放の論旨を取り上げ、そこから大きく二つの点を明らかにした。

一つは、仏教徒とキリシタンの対立という宗教間の対立が、それぞれを擁護する権力層を巻き込むことによって、政治的対立に発展する可能性を秘めていた点である。本章では、信長のもとで宗論が行われる段階までは、フロイスと日乗の対立は宗教上の対立に過ぎなかった。しかし、宣教師は布教地での布教を優位にするため、権力者からの許可状を望み、一方の仏僧は仏教界の現状維持のため、敵対する宣教師の追放を権力者に進言する。これによって、権力者は自身の利害関係なども加味して、キリシタンに対して保護か追放かという選択を取る。大名領国では大名の一存で領国内のキリシタン布教の可否が決定するが、権力が入り乱れた地域ではそう簡単なものではなかった。とりわけ畿内には、実体はともかくとして朝廷と幕府があり、一層複雑さが増した。今回の場合には、信長と義昭はキリシタンを優遇し、天皇は追放を命令するような相反する結果となった。そして、この矛盾する対応は、権力者に更なる対応を迫ることになっていった。

従来、こうした問題は権力者の宗教観や政策という側面のみで論じられてきたきらいがあるが、政策という側面を重視するのではなく、本章と同様な観点から捉え直していく必要があるだろう。そうすることで、北九州などの他地域での布教状況の実態や、後の秀吉や徳川時代の伴天連追放に関する法令についても、より実態に迫った歴史像を描き出すことが出来るものと考ええる。

もう一つは、このように権力者が巻き込まれる状況下で、それに対応する権力者の行動から、権力者層の権力の実態解明が可能な点である。本章では、宣教師の京都居住を巡って、相反する内容の論旨と朱印状の狭間で動揺する宣教師フロイス、宣教師追放に向けて暗躍する日乗の行動を追うだけでなく、それに対応する正親町天皇・將軍義昭・信長の動

向も含めて考察してきた。そして、伴天連追放の綸旨と居住許可の朱印状という相反する法令の中で、どちらかの主張で決着するという二者択一的な構図ではなく、信長・義昭・天皇三者が各々の立場と現状を踏まえながら対応していった点を明らかにした。

正親町天皇は、永禄八年に伴天連追放の女房奉書を、永禄一二年では綸旨を發したが、前者では宣教師追放は京都のみに留まり、後者に至っては京都追放すら行われなかった。それは天皇には綸旨を發しても、それを執行しうるだけの権力が伴っていなかったからであり、今回のように綸旨が執行されなかった事例は他にも数多くあった。しかし、今回の場合は綸旨の執行はなかったものの、信長が天皇に一任した態度をとったことにより、天皇の権威が失墜することなく、面目を保つことができた。仮に綸旨の執行を信長に強要していれば、信長との関係悪化を招いたかもしれないので、正親町天皇の今回の判断は当時の自身の立場を的確に捉えていたものといえよう。以後、信長と天皇の関係が良好であったことを考えれば、今回の天皇の対応はプラスに働いたと考えられる。

一方、義昭は幕府権力復活という慢心から、自身の主張を誇示し、綸旨をも否定するという態度をとった。しかし、信長はこの態度に批判的であった。この頃、まだ敵対勢力が残存し、畿内情勢が不安定な状況であった。それに加えて、公武関係をも悪化させかねないこの行動に対して、信長は義昭との連携ではなく、朝廷との協調体制を維持すべく、天皇に一任するという立場をとり、義昭の行動を牽制した。

信長がこうした態度をとった背景には、永禄年間の織田政権が強大な権力をもちつつも、中央政権としてはまだ未確立の段階であったという点が挙げられる。信長本人もそれを自覚していた。そのため、朝廷を無視して独自の政策や方針を展開するのではなく、自身の政権維持のために、幕府や朝廷を本来のかたちに戻し、正常な機能を果たすよう執り行ったのである。つまり、信長は相反する法令が出された状況を穩便に片づけようとしたのであり^⑤、それはこの時期の織田権力の実態を端的に表しているといえよう。そのため、正親町天皇と対立することは避け^⑥、天皇に一任するという態度をとったのである。

しかし、義昭はそのことに気づかず、独断的な行動をとっていた。そこで、信長は永禄一三年に足利義昭・織田信長条書を發するのである。従来永禄一二年の殿中掟、永禄一三年の条書、元龜三年の異見、と三度にわたって義昭を規制していったように捉えられているが、段階的規制というような捉え方は見直す必要があるだろう。本章では条書の中に今回の一件と関連のある文言を示した。このことから分かるように、条書は決して義昭規制のため予定されていたものではなく、上洛当初から義昭を手枷足枷する意図があったものでもなかった。信長は、義昭と共同歩調を取るのとは不適当と判断した結果、朝廷を意識するようになり、条書にそれが反映されたといえるのではなからうか。

これまで織田政権に関する研究は、キリシタン史を政治史の視点から取り組む姿勢が希薄であった。しかし、イエズス会宣教師が信長と数十回も対面し、膨大な記録を残したことを考えれば、キリシタン問題を除いた織田政権の研究は、全体像を捉えているとは言いがたい。今回のような従来見落とされてきたキリシタンの問題も踏まえつつ、信長の対義昭関係や朝廷関係を考えていく必要がある。